

第12号議案

「品川区職員定数条例の一部を改正する条例」

○新旧対照表

新	旧
(定義) 第1条 (略) (職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>2,703人</u> とする。 2 (略) 3 (略) (定数の配分) 第3条 (略)	(定義) 第1条 (略) (職員の定数) 第2条 職員の定数は、 <u>2,666人</u> とする。 2 (略) 3 (略) (定数の配分) 第3条 (略)
付 則 1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> 2 <u>改正後の第2条第1項の定数を超える員数については、100人を限度として令和8年3月31日までは定数外とする。</u>	

令和7年度 定数条例関係

■定数増減合計

37

■所属別内訳

所属名	増	減
企画課	1	
財政課	1	
税務課	1	
総務課	2	
戦略広報課	1	
新庁舎整備課	1	
地域産業振興課	1	
スポーツ推進課	1	
子ども家庭支援センター	14	
子育て応援課	5	
保育園		15
品川区児童相談所	3	
障害者支援課	1	
高齢者福祉課	1	
高齢者地域支援課	1	
生活福祉課	3	
健康課	1	
地域医療連携課	2	
生活衛生課	1	
保健予防課	1	
品川保健センター	1	
大井保健センター	1	
荏原保健センター	1	
国保医療年金課	1	

所属名	増	減
住宅課	2	
建築課	1	
環境課	2	
地域交通政策課	1	
防災課	1	
学務課	2	
小中学校	4	4
幼稚園		3
合計	59	22
差引	37	

令和7年度 定数条例関係

■定数増減合計 37

■職種別内訳

職種	増	減	備考
一般事務	23		企画課+1、財政課+1、税務課+1、総務課+2、戦略広報課+1、地域産業振興課+1、スポーツ推進課+1、子ども家庭支援センター+1、子育て応援課+4、品川区児童相談所+1、高齢者福祉課+1、高齢者地域支援課+1、地域医療連携課+1、住宅課+2、環境課+1、防災課+1、学務課+2
福祉	16		子ども家庭支援センター+9、子育て応援課+1、品川区児童相談所+2、障害者支援課+1、生活福祉課+3
保育士		15	保育園△15
心理	1		子ども家庭支援センター+1
土木	1		地域交通政策課+1
建築	1		新庁舎整備課+1
電気	1		建築課+1
衛生監視	1		環境課+1
保健師	9		子ども家庭支援センター+3、健康課+1、保健予防課+1、品川保健センター+1、大井保健センター+1、荏原保健センター+1、国保医療年金課+1
歯科衛生	1		地域医療連携課+1
栄養士	1		生活衛生課+1
用務		4	小中学校△4
固有教員	4		小中学校+4
教諭		3	幼稚園△3
合計	59	22	
差引	37		

令和7年度 定数条例関係

年度	条例本文		付則	合計	
		対前年			対前年
S58	3,845	△ 8	40	3,885	32
S59	3,781	△ 64	30	3,811	△ 74
S60	3,764	△ 17	30	3,794	△ 17
S61	3,739	△ 25	30	3,769	△ 25
S62	3,701	△ 38	35	3,736	△ 33
S63	3,657	△ 44	44	3,701	△ 35
H1	3,657	—	42	3,699	△ 2
H2	3,657	—	41	3,698	△ 1
H3	3,657	—	38	3,695	△ 3
H4	3,657	—	—	3,657	△ 38
H5	3,657	—	—	3,657	—
H6	3,632	△ 25	—	3,632	△ 25
H7	3,567	△ 65	—	3,567	△ 65
H8	3,499	△ 68	—	3,499	△ 68
H9	3,347	△ 152	81	3,428	△ 71
H10	3,229	△ 118	92	3,321	△ 107
H11	3,158	△ 71	58	3,216	△ 105
H12	3,302	144	105	3,407	191
H13	3,086	△ 216	144	3,230	△ 177
H14	2,977	△ 109	134	3,111	△ 119
H15	2,903	△ 74	96	2,999	△ 112
H16	2,832	△ 71	70	2,902	△ 97
H17	2,759	△ 73	50	2,809	△ 93
H18	2,692	△ 67	40	2,732	△ 77
H19	2,641	△ 51	30	2,671	△ 61
H20	2,606	△ 35	30	2,636	△ 35
H21	2,578	△ 28	30	2,608	△ 28
H22	2,551	△ 27	70	2,621	13
H23	2,523	△ 28	70	2,593	△ 28
H24	2,497	△ 26	70	2,567	△ 26
H25	2,486	△ 11	70	2,556	△ 11
H26	2,480	△ 6	70	2,550	△ 6
H27	2,475	△ 5	70	2,545	△ 5
H28	2,475	—	70	2,545	—
H29	2,475	—	70	2,545	—
H30	2,480	5	70	2,550	5
H31	2,489	9	70	2,559	9
R2	2,503	14	70	2,573	14
R3	2,541	38	70	2,611	38
R4	2,580	39	70	2,650	39
R5	2,593	13	100	2,693	43
R6	2,666	73	100	2,766	73
R7	2,703	37	100	2,803	37